

事業計画書

平成27年8月5日

団体名	特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会		
代表者	石井 正雄	団体設立年月日	平成22年6月1日
団体所在地	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階		
連絡先	Tel 045 (243) 8411		Fax 045 (232) 9669
現在運営している 施設名	施設種別	施設所在地	運営期間
横浜市 南センター	地区センター 老人福祉施設	横浜市南区 南太田2-32-1	始H7年4月1日 至H28年3月31日
横浜市 大岡地区センター	地区センター	横浜市南区 大岡1-14-1	始H7年4月1日 至H28年3月31日
横浜市六ツ川 スポーツ会館	スポーツ会館	横浜市南区 六ツ川2-112-1	始H7年4月1日 至H28年3月31日
横浜市六ツ川台 コミュニティハウス	学校型コミュ ニティハウス	横浜市南区六ツ川3-6 5-9 六つ川台小学校内	始H7年4月1日 至H28年3月31日
横浜市永田みなみ台 公園こどもログハウス	ログハウス	横浜市南区 永田みなみ台4	始H7年4月1日 至H28年3月31日
横浜市永田台 コミュニティハウス	学校型コミュ ニティハウス	横浜市南区永田みなみ台 6-1 永田台小学校内	始H9年4月12日 至H28年3月31日
横浜市睦 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	横浜市南区 睦町1-25	始H14年4月27日 至H28年3月31日
横浜市 中村地区センター	地区センター	横浜市南区 中村町4-270	始H17年3月22日 至H32年3月31日
横浜市浦舟 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	横浜市南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設10階	始H17年5月22日 至H32年3月31日
横浜市六ツ川一丁目 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	横浜市南区 六ツ川1-267-1	始H18年3月24日 至H28年3月31日
横浜市蒔田 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	横浜市南区 宿町3-57-1	始H20年5月21日 至H30年3月31日
横浜市別所 コミュニティハウス	コミュニティ ハウス	横浜市南区 別所3-4-1	始H24年3月10日 至H28年3月31日

1 団体の状況

(1) 団体の理念・基本方針・財務状況等

ア. 団体の理念

みなみ区民利用施設協会は、平成22年6月1日に、旧団体の理念を継承して特定非営利活動法人という法人格を取得し、新たな団体として設立しました。

その理念は、『不特定多数の市民に対して、主として市民利用施設の運営管理に関する事業を行い、その事業を通じて地域交流、まちづくり等の支援を行い、公益の増進に寄与する』ことにあります。

イ. 基本方針

当協会は、団体の理念を実現するために、次の経営方針に基づき運営していきます。

- (ア) 地域の誰もが気軽に利用することができ、「楽しかった」などまた利用したくなる施設を目指します。
- (イ) 地域住民の自主的な活動を支援し、地域コミュニティの醸成、地域の連帯意識の形成を図ります。
- (ウ) 創意工夫による魅力的な自主事業を行うことで、参加者の裾野を広げ、利用者の拡大につなげます。
- (エ) 自ら考え、話し合い、無駄なエネルギー消費を減らすなど環境に配慮した施設運営を心掛けます。

ウ. 財務状況

市民利用施設の管理運営は、平成18年度から導入された指定管理者制度により、管理運営団体には、これまで以上に円滑かつ効率的な管理運営が求められるようになりました。

このため、当協会では、平成22年6月に任意団体から、民間企業との競争にも耐え得るよう法人化を図り、安定した経営の実現と財政基盤の確立を目指してきました。

収入は、横浜市からの管理手数料収入がその主なものでありますが、自主財源である利用料金収入（地区センターのみ）については、広報の充実、利用者サービスの向上や魅力ある自主事業の企画になど様々な利用促進策により利用者を増加させ、収入増を図っております。

支出は、サービスの低下を招かず、かつできるだけ経費を抑制する「最小の経費による最大の効果」というコスト管理を徹底し、①複数の施設を管理しているスケールメリットを活かし、電気設備保守、消防設備保守、清掃等の業務委託の複数年契約によるコストの低減、②備品、消耗品の共同購入によるコストの低減、③低廉な契約業者の開拓④効率的かつ効果的な業務の遂行による人件費、事務費等の削減などにより、協会全体で経費の縮減に取り組んでまいりました。

その結果、法人化後5年継続して欠損金を出すことなく、安定した経営を行っており、平成26年度末時点で、約6,620万円の財産を保有し、財務状況は安定しております。

今後は、こうした保有財産を利用者サービス向上のために有効に活用していきたいと考えております。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

1 - (2) 応募理由

(2) 応募理由

【背景】

現在、日本は人口減少社会へと向かいつつあり、少子高齢化問題が叫ばれています。横浜市においても、少子高齢化が進んでいますが、特に南区にあつては、年少人口割合が10.6%と市内で2番目に少子化が進み、他区に比しても子育てに関する課題を抱えている状況にあると言えます。南区では、今年度に取り組む4つの施策の一つに『こども』をテーマとして取り上げ、「次世代を担うこども・青少年たちの健やかな成長を図ります。」と目標を掲げています。

【協会の目的】

当協会は、旧南区区民利用施設協会の理念を継承し、市民利用施設の管理運営を通じて、地域交流支援やまちづくり等の支援を行うことを目的として平成22年に法人化を図っております。

事業の推進にあたっては、地域との連携や協力関係を柱に、長年培ってきた経験と実績を基に、現在区内12の市民利用施設の管理運営を行っております。

こどもログハウスについても、平成7年4月から旧協会が管理運営し、その後、当協会に引き継がれています。

【応募理由】

こども施策には様々な取り組みがありますが、こどもログハウスは、「自由に集い、遊びを通じて成長できる場、また、幼児と親のふれあいの場や青少年の健全育成を推進する場」という設置理念がありますので、この施設の管理運営を通じて、地域に根ざした公共施設を目指し、こどもに安全・安心かつ楽しく過ごせる環境を提供することによって、設置理念を達成し、地域交流支援やまちづくり等の支援に寄与したいと考えています。

こどもたちは、未来を担う大切な宝です。子育て世代を応援し、こどもを見守り、健全な育成のため住民が協力して取り組むことこそが、活力ある地域を生み出し、その活力を維持する上では、重要になると考えます。協会は、この施設の管理運営の一環として、地域の活動団体や関係機関などと連携を図りながら、地域が取り組むこうした活動を応援したいと考えております。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

2 職員配置及び職員の育成

【職員配置】

こどもログハウスの運営にあたっては、以下の人員体制とします。

	職務内容	人数	勤務時間
館長	ログハウスの総括	●	事務局長兼務
スタッフ	受付・管理等	●	A時間帯 午前9時～午後1時 B時間帯 午後1時～午後5時

※ローテーション勤務です。

※毎月第3月曜日と年末年始（12月29日～1月3日）が休館日です。

スタッフは、ログハウスという施設の特徴を重視し、こどもと地域に理解があり、地域のニーズに適切に対応できる区内在住者（ログハウス近隣居住者）を中心に公募いたします。公募にあたって特に経験や資格等は必要ありませんが、子どもへの理解があり、健康で協調性や社交性のあるボランティア精神に富んだ人材を求めます。

【職員の育成】

社会経済情勢が大きく変化し、また少子・高齢化社会を迎え区民が利用する地域施設に対するニーズはますます多種多様化しています。

こうしたニーズに適切に対応しながら利用者サービスに徹する施設運営を行うため、当協会が管理運営している各施設の事例を踏まえ作成した学習効果の高い研修資料を活用するなど、質の高い研修を目指し、下表の年間研修計画に基づき実施します。

【研修計画】

	研修の種類・目的
採用時研修	新採用職員全員に対し、「経営方針」「施設の設置目的と役割」「施設に関する管理運営」「接遇対応の基本」「指定管理者制度」等を中心に採用時研修を実施します。
全体研修	協会が時給職員を中心とした全体研修を、年1回開催し、個人情報保護・接遇・人権問題等に関する意識を高めます。
専門研修	各種相談に対する調整や助言が適切に行えるよう、横浜市や関係団体が実施する研修や会議に随時参加し、専門知識の習得に努めます。
業務研修	受付業務など日常業務のほか、AEDの取扱いや施設の維持管理業務などの研修も適宜行います。
個人情報保護研修	採用時及び年度当初に館長から全職員に対して個人情報保護に関し職場研修を行います。
施設見学研修	他区のログハウスを見学し、運営方法や自主事業内容を研究し、常に子どもたちに新鮮なものを提供するよう努めます。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3 こどもログハウスの管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理

(1) 施設及び設備の維持保全及び管理

ア. 維持管理の基本的な考え方

第一に 施設・設備や用具等の**安全、安心の確保**

第二に **清潔で快適な環境の提供**

第三に **省エネや直営によるコスト削減**を基本として、具体的には次のように取り組みます。

イ. 安全・安心の確保

(ア) 毎日の点検（朝・昼・夕）の中で危ないと感じる箇所等は、スタッフが応急手当を行います。施設・設備の破損又は汚損などの異常を発見した場合には、その箇所の使用を禁止し、区に報告するとともに専門業者に修繕を依頼します。

(イ) 遊具については、一般的な遊具の安全基準に従い、定期的に専門業者による機能維持点検及び確認を行い、必要に応じて修理保全を行います。

ウ. 清潔で快適な環境の提供

(ア) 館内の清掃は、毎朝職員が床面に掃除機がけとモップ拭きを行うとともに、トイレなど汚れやすい箇所は随時清掃と除菌を行い、衛生管理に努めています。

(イ) 床面のワックスかけや窓ガラスの清掃などは、清掃専門業者に委託し、定期的に清掃を行います。

(ウ) 施設の機械警備については、防犯のために夜間センサーライトも設置し、夜間には、火災・盗難・不法侵入その他不法行為等に対する警戒のため、警備会社と契約して、機械警備を実施しています。

清掃等	日常清掃	床・トイレ・遊具	毎日
	清掃委託	床面	月1回
		窓ガラス	年2回
建物等	機械警備	出入口等	毎日

エ. 省エネ・コスト削減

(ア) スタッフが、花壇の維持管理を行い、季節ごとの花で彩りを添えています。特に夏場には、南区の「緑のカーテンプロジェクト」事業に参加し、デッキ前にゴーヤや朝顔による緑のカーテンを育て、涼を取れる快適な環境を提供しています。また、子どもたちにとっては、地球温暖化対策や植物の生育観察をする学習効果ともなっています。

(イ) 建物は、木造のため風雨によつての劣化が早いため、施設の長寿命化の観点からデッキ部分をペンキによる保全を施すと同時に、3年ごとに安全確保と施設の維持管理のために大規模修繕と点検を行っています。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3 - (2) 小破修繕への取組み

(2) 小破修繕への取組み

施設の大規模修繕が3年ごとに行われますが、日頃から建物の傷みや設備に故障がないか修繕すべき個所を早めに発見することを心がけ、適正な管理に努めています。

また、目視による全館点検を毎年1回実施し、区の所管課に報告するとともに、発見された損傷個所が小規模で修繕に専門的な技術を要しない場合や安全確保の観点から緊急を要する場合は、施設が独自で応急修繕を行います。

こどもログハウスは、こどもたちにとって、施設に備えられた設備や遊具を自由に使って様々な体験ができる場であり、遊びを通じて好きなことや自分に秘めた能力や知識を発見する機会となるところです。このため、施設管理者としては、施設の安全確保は勿論、安全な遊具等についても、常に欠かさず提供していく必要がありますので、不具合や損傷を発見した場合には、施設管理者が速やかに安全性を保てるよう、修繕を行ってまいります。

これまでも、必ずしも専門業者に頼らず、経費の節減や迅速性の観点から、施設独自で対応できることは、職員が修繕等を行ってきております。

【職員による主な小破修繕の実績】

- ア. 柱回りや梁の尖った危険箇所への養生ゴムの貼り付け
- イ. 吊り梯子下の危険防止用の養生ゴム取り付け
- ウ. 2階ベランダの破損した柵の修繕
- エ. 館内掲示板の補修
- オ. 施設案内板の補修
- カ. サッシの鍵の付け替え など

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3 - (3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応

(3) 事故防止体制・緊急時(防犯)の対応

ア. 事故防止

児童の安全確保には、どのような事故が起きるか分からないことを前提に、スタッフが常に注意を払うことと、建物や設備の点検を基本とし、次のよう対応を図ります。

(ア) 見守りと声掛け

常に館内を見回り、見守りや声かけを行うことにより、こどもの危険な行為、異常や不審者を確認します。また、防犯カメラでも見守り、事件・事故を未然に防止します。

(イ) 日常点検とその対応

○館内外の建物や設備について毎日、チェック表とマニュアルによりきめ細かな点検を行い、自主的な修繕も行います。また柱、手すりの突起などにはクッションを取り付け、こどもが衝突しても怪我をしないようにします。

○子どもは、遊びを通して危険を回避する身のこなし方などを身に付けていきます。複雑な遊具や機器類はありませんが、安全確保の観点から予防策として「遊具の正しい使い方」をわかりやすく案内し、安全、安心かつ快適に利用できるように心掛けています。

(ウ) 再発防止

万が一事故が生じた際は、再発防止に向けて原因を究明し、対応策の実施、マニュアル・チェック表の改訂、記録保存を行います。また、事故を事前察知するためのヒヤリハットをスタッフ全員で作成し、再発防止に努めます。

イ. 緊急時対応

【事前対策】

(ア) いつでも、誰でも、どんな場合でも、的確に対応できるよう「緊急時対応マニュアル」を備え、その内容を定期的なミーティングの中で確認しています。

(イ) 緊急時には、子どもたちを避難誘導できるよう日頃からスタッフ間のコミュニケーションを大切に、万が一応援を必要とする場合には、非番のスタッフへも連絡する体制としています。

(ウ) 職員の冷静な行動により、利用者がパニックを起さないよう、避難誘導や消火訓練を消防署の指導の下実施するとともに、こども向けの「AED操作」や「心肺蘇生法」の研修や訓練にも利用者である保護者も含めて取り組んでいます。

【発生した場合】

○ すぐに館内の利用者に情報を提供するとともに、緊急連絡網を基に、区役所・消防・警察等へ緊急対応します。

医療機関へ



通報・連絡

南区役所・消防・警察・事務局

状況把握

- ・ 応急処置
- ・ 止血処置
- ・ 安静介護

救急用具準備

- ・ 場所の移動
- ・ 通報連絡
- ・ 救急対応
- ・ 家族へ連絡

※ A 4 版 1 枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3 - (4) 防災に対する取組み

(4) 防災に対する取組み

緊急事態が発生した時は、慌てず落ち着いて且つ迅速な対応が必要です。

地震などの災害に対しては、日頃からの心構えと緊急事態を想定した訓練によって、その対応策を体得し、ことが起きた際には、「安全」・「安心」の確保を第一として、臨機応変に行動できるようにしておくことが大切です。

地震は、いつ、どこで、どのくらいの規模で起こるか予測がしがたいため、事前に発災した場合を想定して、被害を最小限の範囲内に抑え、迅速に対応できるよう「緊急時対応マニュアル」の確認など様々な準備をしておくことも重要となります。

特に、不特定多数のこどもが利用される当施設においては、地震が発災した際には、こどもの生命の安全確保が最も重要となり、保護者などへのこどもの引き渡しが堅実に行うことが必要となります。建物内の設備の安全や適切な対応ができることが、こどもにとっては安心してログハウスを利用でき、保護者にとっても一番の安堵となりますので、そのような管理運営に努めていきます。

【職員の心構え】

地震や火災等の災害が発生した時には、「緊急時対応マニュアル」に基づいて、行動できるように日頃から職員全体に防犯・防災に対する備えを周知徹底するとともに、日々イメージトレーニングをして有事に備えます。

イメージトレーニング

- ◎ 「地震への備えは十分だろうか。」と自分に問いかける。
- ◎ 「今、地震が起きたら、どう行動しようかと。」と自分で考える。
- ◎ 「周りのためにできることが必ずあると。」と自分に言い聞かせる。

【事前の備え】

- ア. 緊急連絡網を作成し、いざという時の応援態勢を確認しておく。
- イ. 建物内の棚や本箱など備品や遊具等の転倒防止を図り、消火器やAEDの取り扱いの確認や点検を行う。
- ウ. 毎年消防署と連携して実践を想定した避難訓練や防災訓練を実施し、職員の役割分担や初動体制の確認など、職員が連携・協力して有事に速やかに対応できるよう備えます。また、訓練には当日の利用者にも参加していただき、実施します。

【災害発生時の対応】

- ア. 大規模災害が発生した時には、「緊急時対応マニュアル」に基づいて、落ち着いて行動します。まずは、利用者を避難誘導し、安全の確保を最優先し、火災発生の際は初期消火活動や119番通報を行い、区役所等関係機関にも連絡します。
- イ. 避難確保したこどもたちについては、保護者や通学する学校などへ連絡するとともに、施設及び周辺の安全な場所で保護者等が保護するまでの間留め置きます。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3 - (5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

こどもログハウスは、平成3年の開設当初、地域のボランティアの方による自主的な運営委員会によって、管理運営されていました。その方々が現在も、こどもログハウスの運営に関心を寄せ、温かく見守っており、その方々を通じて地域の声が届けられています。

次のような方法で、地域ニーズや利用者ニーズを把握し、運営に反映します。

ア. 窓口対応の中で、地域の方や利用者とのコミュニケーションをとりながら、**気軽に意見を言える環境**をつくり、利用者の声を聴きます。

また、こどもの意見や希望は、上手に表現されず、把握が難しいこともあります。が、こどもの目線で話し易い雰囲気をつくりながら聴き出します。

イ. 利用者からのご意見箱を館内に設置し、「利用者の声」を「**改善の宝**」にとらえ、次のように対応します。

(ア)「利用者の声」で直ぐに改善可能な事項は、即時に対応し、その旨を日報に記載し、スタッフ間で情報を共有します。また、改善策は積極的に公表（館内掲示板）し、改善が十分か否かを利用者も検証できるような環境を構築します。

(イ)「利用者の声」で即時対応できない事項は、直近のスタッフ会議等で検討し、その要望やニーズの内容及びその検討結果を館内に掲示して明らかにします。

(ウ) 苦情のあった場合も、上記と同様に対応します。

ウ. 年1回の全施設共通のアンケートを実施し、アンケート結果を真摯に受け止め、全体研修や各会議におけるテーマとして掲げ、スタッフ全員に周知を図り、改善事項は速やかに改善します。

エ. 各自主事業ごとに、参加者アンケートを実施し、次のプログラムや開催方法など、改善への手がかりとします。

オ. 地域ニーズや利用者の意見、要望を把握・調整するためのログハウス委員会を設置します。委員会では、地域の課題、児童生徒に関すること、子育てや青少年の健全育成などに関する話も話し合ってください、施設の運営にも反映します。

(委員会メンバー：小中学校関係者、青少年指導員、スポーツ推進委員、民生委員・児童委員、連合町内会役員等)

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

3-(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組み

個人情報保護・情報公開

個人情報の保護については、毎年、個人情報の取得や取り扱いに関する研修を職場で実施し、研修結果を横浜市へも書面で提出しております。

また、横浜市は、平成12年2月に「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の市政に関する説明責務を明記するとともに、行政文書の開示を求める権利を広く何人にも保障しています。

これを受けて、協会においても「情報の公開に関する規程」を定めており、こどもログハウスでは、事業計画書や事業報告書などについて、閲覧に関するお知らせを館内に掲示し、閲覧を希望する方々へ開示しています。

さらに、毎年行っている利用者アンケートの結果や意見・要望への回答も館内に掲示するなど、情報の公開に努めています。

人権尊重

横浜市が掲げる目標「一人ひとりの市民が人権を尊重しあい、ともに生きる社会の実現」の達成に向けて、みなみ区民利用施設協会では、職員及びスタッフの人権感覚を高めるため、毎年全体で研修を実施しています。

特に、こどもログハウスは、周辺に保育園、小中学校、地域ケアプラザなどがあり、様々な方と接する場面が想定されますので、機会あるごとに人権尊重の大切さを話し合うようにしています。

環境への配慮

横浜市では、市民の健康で文化的な生活環境の保全に向けて、事業活動や日常生活における環境への負荷の低減を図るために必要な事項を定めています。

これを受けて、こどもログハウスでは、廃棄物処理に関して、横浜市のルート回収制度に参加し、分別・リサイクルを進め、燃やすごみを削減し、温室効果ガス排出量の減少に協力しています。

また、区役所が実施する「**緑のカーテン事業**」に参加し、施設のデッキ部分にゴーヤや朝顔による緑の日陰をつくり、涼をとる利用者に大変喜ばれています。事務所では、裏紙使用によるコピーを行うとともに、冷・暖房の適正な使用に努め、横浜市が取り組む公共施設の節電対策にも協力しています。

市内中小企業優先発注

横浜市は、条例を制定し、市内経済の発展や市民生活の向上を目指して、市内の中小企業の振興を図っています。

みなみ区民利用施設協会では、管理する地区センター、コミュニティハウスやログハウス等における物品の購入、設備の設置・補修、機器の維持管理、清掃業務などに関して、可能な限り市内の中小事業者に優先して発注しています。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

4 事業の企画・実施

(1) 事業計画・事業展開

(1) 事業計画・事業展開

こどもログハウスは、その設置理念で「自由に集い、遊びを通じて成長できる場、また、幼児と親のふれあいの場や青少年の健全育成を推進する場」とされています。言い換えれば乳幼児から中学主までの異年齢のこどもたちが常時集い、遊びを通して創造性、協調性、社会ルールなどを培う場であると言えます。

そこで、施設では、次のような3つを柱とする場を提供する自主事業を計画するとともに、地域の活動団体や子育て関係機関とも連携した事業を展開します。

ア. 自由に集い、遊びを通じて成長することができる場

こどもは、遊びを通じて自分の得意なこと、好きなこと等、様々なことを発見する中で、様々な知識も身につけ、自然と感性を磨き、創造力を伸ばす可能性を秘めています。

こどものその様な潜在能力を引き出すために、こどもたちの積極的な参加を促す興味と関心をひく自主事業や自信を持たせられる事業を企画実施します。

「ガラス窓に絵を描こう」「夏休みおもしろ教室」、「手づくり工作・工芸教室」

イ. 幼児と親のふれあいの場

子育て世代への育児支援として、乳幼児とその親（特に父親も参加しやすい）が一緒に遊ぶことで親子のふれあいを深める「親子ふれあい事業」や子育て世代同士が交流し合える事業や育児経験のある方による育児相談事業なども区役所と連携して企画していきます。

また、地域ニーズを把握しながら、誰もが気軽に参加できる文化や伝統を継承した季節行事を自主事業に取り入れ、親子が楽しくふれあいます。

「おはなし会」、「親子リトミック教室」、「お話しおばあちゃんとあそぼう」

季節行事：正月遊び、節分、こいのぼり、七夕、クリスマス会など

ウ. 青少年の健全育成を推進する場

こども同士が遊びや交流を通じて、年上の者が年下の者の面倒を見る関係やいじめのない仲間づくりに繋がるよう常に気を配り、青少年の健全育成を図ります。

また、社会ルールとその行動規範を身につけられるような自主事業を企画実施します。

施設へ損傷を加えるいたずら行為やいじめなどに関する情報を把握した際には、直ちに警察に通報するのではなく、家庭・学校・地域と連携を図りながら、青少年の非行防止に努めていきます。

「母の日・父の日の感謝カードづくり」、「ログハウス職業体験」

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

4-(2) 施設の利用促進

(2) 施設の利用促進

《利用者サービスの向上》

ア. 利用者アンケート調査の実施

誰からも気軽に意見が寄せられるよう配慮して実施しています。

イ. 利用者からの苦情・意見等の受付・対応

「利用者のご意見箱」を設置し、利用者の声に耳を傾けています。

ウ. 公正かつ公平な施設利用の対応

初めての利用者にもわかりやすく、丁寧な申込方法や利用者マナーの案内及び説明

エ. 安全安心かつ清潔な施設管理の徹底

建物、設備、用具等の安全点検及び衛生管理の徹底による安全・安心な施設の提供

オ. 利用者に着した有効な情報の提供

地域情報や地域団体の活動情報など利用者の生活に密接に関わるような有効な情報



《有効な広報活動》

ア. 横浜市広報よこはま南区版への毎月の掲載

イ. 館からの便り

多くの行事に参加できるように、年間行事を予め紹介した館の「わんぱくハウス便り」を半期ごとに作成し、近隣の保育園など子育て施設に配布するとともに、小学校及び委員会の方々へも配付します。

また、町内会の掲示板などにも掲出し、広く地域へPRします。

ウ. ホームページへの掲載

協会のホームページにイベントの開催情報は、勿論、開催当日の様子や風景をわかりやすく、また、アンケートによる参加者の生の感想などを紹介することによって、次回の事業への参加意欲が湧くよう、リアルタイムに情報発信しています。



《自主事業の充実》

乳幼児から中学生までの異年齢の子どもたちが集い、遊びを通して創造性や協調性を養い、興味や楽しさが増すことで積極的な事業への参加となるよう、次のように特色を持たせて事業を行います。

ア. こどもの感性を磨き、創造力を伸ばす事業

イ. 幼児と親のふれあいが深まる事業

ウ. 子育て世代の保護者同士の交流を図る機会を提供する事業

エ. 地域との連携を図り、地域交流が促進される事業

※ A 4 版 1 枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

4 - (3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案

(3) 地域課題の理解及び、課題を踏まえた事業提案

ア. 人口・世帯の推移

平成27年1月1日現在の南区の人口は、194,363人、世帯数94,332世帯、一世帯人員は2.06人となっております。

人口は、ほぼ横ばいの状態で、世帯数は増加傾向にありますが、一世帯人員は減少傾向が続いており、一人暮らし世帯、特に高齢者世帯の一人暮らしが多くなっています。

今後は、人口も減少傾向となり、一世帯人員も減少傾向が見込まれます。65歳以上の人口は、49,390人で総人口に占める割合（高齢化率）は、25.4%と市内第8位ですが、年少人口割合は10.6%と市内で2番目の少子化となっております。

イ. 南区の地域課題

前記の人口統計から、南区には一人暮らし高齢者への取組みや子育て世代に対する取組みが必要とされる様子がうかがわれます。

南区では、この課題への取組みとして、現在第2期地域福祉保健計画に取り組んでおり、この計画の中で、① 地域の孤立防止への取組み ② 地域のつながり・ネットワークを広げる ③ 子育て支援に取り組む という3つの取組みを南区が取り組む地域課題の基本として、各地域において様々な取組みを行っています。

28年度は、第3期地域福祉保健計画のスタート年度としており、地域では現在、新たな取組みを計画しております。

また、区役所においても、基本目標達成のための施策として、① 減災 ② 健康 ③ にぎわい ④ こども を施策の柱に、また地域とともに事業を進める「地域の力」をキーワードに取り組むこととしております

ウ. 地域課題への協会の取組み

当協会も、設立の趣旨のとおり区内で活動する一構成員として、この区の課題と一緒に取り組む、区役所の事業にも協力し、地域交流やまちづくり等の支援により、地域社会への貢献を果たしていきたいと考えております。

こどもログハウスは、こどもの成長を支える施設であり、子育て世代にとっても、有効な社会資源でありますので、施設での管理運営、自主事業の展開と併せ、**地域の活動や地域のイベントへ協力**するほか、区の子ども家庭支援課とも連携を図りながら、永田地区における他の子育て団体、保育所や小中学校などの関係機関、地区センターやコミュニティハウス等とも協力して、子育て支援の事業を展開していきたいと考えております。

※ A4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

4 - (4) 関係機関及び地域団体との連携

(4) 関係機関及び地域団体との連携

ア. 関係機関・地域団体との連携

区内の子育て支援団体「はぐはぐの樹」と地域の主任児童委員、こども連絡会やケアプラザなど地域の子育て支援の活動団体と連携し、周辺地域の子育て支援マップの作成など子育て支援活動を行っています。

イ. 地域の学校や保育園と連携

- (ア) 小学校の総合学習の場として小学生からのインタビューの受け答え、中学生の職業体験の受け入れなど小中学校の事業に協力しています。
- (イ) 近隣の保育園に雨の日の遊び場として提供し、近隣の乳幼児との交流の場ともなっています。
- (ウ) 保育園の卒園間際の5歳児が遠足と銘打って、ログハウスまで歩くという恒例行事を保育園と連携して実施し、卒園後にログハウスを身近に感じるよう促しています。

ウ. 地域の情報発信の場

地域の活動団体が主催する様々な事業案内や事業の開催風景など、利用者にとって必要とされ、関心を持たれる地域の情報を紹介する情報コーナーを設置し、こどもログハウスの情報と併せて地域の活動団体の情報も発信しています。

エ. 地域の方々との触れあい

地域の方々との触れ合い、何かの手助けをしたいという思いをお持ちの方々、子どもたちと触れ合うことで、元気や力をもらっています。

同様に子どもたちと保護者も、地域の方々のふれあう機会を心待ちにしています。

- ◆ 幼児向けの「お話し会」や「お遊び会」を子育て経験のある地域のボランティアの協力のもと開催し、交流を深めています。

「お話おばあちゃんと遊ぼう」や「こどもの部屋」出張お話し会 月1回開催

- ◆ ログハウスの看板でもある大きなクマのぬいぐるみの着せ替えをボランティアの方が、年中行事に併せて着替えを行い、子どもたちとの触れ合いの場となっています。



A 4版1枚以内でまとめるよう、お願いいたします。

5 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額

(2) 施設の課題等に応じた費用配分

※ 管理経費の提案及び収支予算については、様式3に記載すること

(1) 指定管理料の額

区指定の上限額 7, 820千円で実施したいと考えています。

(2) 施設の課題等に応じた費用配分

施設の管理運営には、何よりもそこに配置する職員の資質が重要です。

こどもたちがこの施設で自由な遊びをする中に、職員が溶け込むことによって、こどもたちの理解を深め、きめ細かに対応するとともに、子育てに関する問題意識を持つことによって、こどもたちの見守りや健全育成を図っています。このように施設の運営には、職員の知識と経験や技術など、その資質に頼るところがありますので、経費の多くは人件費に充当します。

また、こどもログハウスは、「自由に集い、遊びを通じて成長できる場、また、幼児と親のふれあいの場や青少年の健全育成を推進する場」とする設置理念がありますので、その理念が達成されるよう、常に施設や設備の安全確保を図り、必要な遊具等を常備することが、施設の管理運営上、課題になると考えています。そこで、施設・設備の点検補修のために必要とされる修繕費用や既存の遊具の購入に止まらず、こどもたちの創造力を引き出すきっかけとなるような新規遊具の購入などに充てる費用の充実も図ります。

さらに、こどもログハウスの管理運営には、職員自らが自主事業を企画立案し、実施することによって、利用者数の拡大を図っています。引き続き、利用者数を伸ばしていくためには、これまで以上の魅力的な事業を展開し、情報を発信していく必要がありますので、自主事業予算や広報・PRなど情報の充実に向けた予算にも配慮していきます。

この施設の衛生管理の維持や夜間の防犯管理などの管理は、専門業者に委託することとして必要な管理経費を予算化します。なお、区の土木事務所が管轄する公園内の施設という位置づけから、電気水道等の光熱水費など、日常の管理費は、協会として経費支出がありませんが、地球温暖化防止、節電対策や総コスト削減という観点から、経費削減に努めます。

団体名・共同事業体名	みなみ区民利用施設協会
------------	-------------

永田みなみ台公園こどもログハウス指定管理料提案書及び収支予算書

指定管理料

(単位:千円)

指定管理料=(合計【イ】-合計【ア】) ※区指定上限額の範囲内で記入してください。	7,820
---	-------

※ 指定管理料区指定上限額	7,820
---------------	-------

1 収入の部内訳(指定管理料除く)

単位:千円(税抜)

	項目	内容等	金額	備考
自主事業収入			ア	0
			イ	
			ウ	
	小計		[A]	0 ア~ウ
雑入	自販機収入		エ	900
			オ	
			カ	
	小計		[B]	900 エ~カ
合 計 【ア】		施設運営収入計		900 [A]~[B]

2 支出の部内訳

(単位:千円)

	項目	内容等	金額	
人件費	常勤職員		キ	0
	時給スタッフ		ク	5510
	社会保険料		ケ	15
	通勤手当		コ	62
	健康診断費		サ	80
	その他		シ	0
	小計		[C]	5667 キ~シ
事務費	旅費		ス	0
	消耗品費		セ	333
	会議賄費		ソ	3
	印刷製本費		タ	0
	通信費		チ	50
	使用料及び賃借料	自販機設置及び電気使用料	ツ	222
	備品購入費		テ	50
	施設賠償責任保険		ト	2
	職員等研修費		ナ	10
	振込手数料		ニ	5
	リース料		ヌ	0
	管理事務費		ネ	0
	その他	図書購入費、地域協力費、手数料等	ノ	100
	小計		[D]	775 ス~ノ
自主事業費	報償費、原材料費等		[E]	90
管理費	修繕費		ハ	200
	清掃		ヒ	342
	機械警備		フ	324
	設備保全費		ヘ	
	その他		ホ	
	小計		[F]	866 ハ~ホ
公租公課	消費税、事業所税等		[G]	442
事務経費	労務、経理、契約など		[H]	880
合 計 【イ】		施設管理運営経費計		8,720 [C]~[H]

公の施設その他類似施設の管理運営に関する実績報告書

団体としての、管理運営の実績（過去1年間、南区に限らず他区・他都市での活動実績を含む。）を、具体的に記載してください。

※実績報告書の内容が記載されているものがある場合は、別添として提出することもできます。

みなみ区民利用施設協会は、南区内の区民利用施設の管理運営を目的に平成7年4月に設立された南区区民利用施設協会が前身であります。多様化する社会環境の中で安定した施設の管理運営を目指し、平成22年6月に特定非営利活動法人 みなみ区民利用施設協会として法人化し事業を継承しています。

現在、みなみ区民利用施設協会が管理運営する施設は以下のとおりです。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月
横浜市南センター	神奈川県横浜市南区	平成7年4月
横浜市大岡地区センター	神奈川県横浜市南区	平成7年4月
横浜市六ツ川スポーツ会館	神奈川県横浜市南区	平成7年4月
横浜市六ツ川台コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成7年4月
横浜市永田みなみ台公園こどもログハウス	神奈川県横浜市南区	平成7年4月
横浜市永田台コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成9年4月
横浜市睦コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成14年4月
横浜市中村地区センター	神奈川県横浜市南区	平成17年3月
横浜市浦舟コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成17年5月
横浜市六ツ川一丁目コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成18年3月
横浜市蒔田コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成20年5月
横浜市別所コミュニティハウス	神奈川県横浜市南区	平成24年3月